

「住宅に関する防犯指針」の概要

第1 通 則

目的
 共同住宅 } 住宅の防犯性を向上させるため、企画・計画・設計に
 長屋住宅 } 当たっての具体的手法及び管理方を提示
 一戸建て住宅 }
根拠 秋田県安全・安心まちづくり条例第14条1項等
適用 住宅の建築事業者、所有者、管理者等
方法 事業者等による対応が困難な項目については除外
見直し 社会状況の変化等を踏まえて必要に応じて行う

第2 具体的方策

共同住宅

監視性(見通し)の確保

出入口、玄関、管理人室
 メールコーナー
 エレベーター
 廊下、階段
 駐車場等
 敷地内通路、広場等
 ゴミ置き場、集会所

・ 周囲からの見通確保
 ・ 照度の確保
 ・ 防犯カメラ等防犯機器の設置

接近の制御

・ 管理人の配置、オートロックシステム、インターホンの設置
 ・ 屋外階段の施錠
 ・ 配管等が侵入の足場にならない配慮
 など

領域の強化

・ 塀、門扉等の設置など

被害対象の強化

・ ワンドアツロック、ドアチェーン
 ・ 破壊等に強い鍵の設置
 ・ 強化ガラスの利用
 など

管理対策

防犯設備の維持管理、自主防犯体制の確立

長屋住宅

監視性(見通し)の確保

・ 敷地内通路
 ・ 玄関、勝手口等
 ・ 駐車場等
 ・ バルコニー
 など

・ 周囲からの見通確保
 ・ 照度の確保

接近の制御

・ ドアスコフ、インターホンの設置
 ・ 配管等が侵入の足場にならない配慮
 ・ 勝手口戸の強化
 など

領域の強化

・ 塀、門扉等の設置
 など

被害対象の強化

・ ワンドアツロック、ドアチェーン
 ・ 破壊等に強い鍵の設置
 ・ 面格子、強化ガラスの利用
 など

一戸建て住宅

監視性(見通し)の確保

・ 敷地内通路
 ・ 玄関、勝手口等
 ・ 駐車場等
 ・ バルコニー
 など

・ 周囲からの見通確保
 ・ 照度の確保

接近の制御

・ ドアスコフ、インターホンの設置
 ・ 付帯設備、配管等が侵入の足場にならない配慮
 ・ 勝手口戸の強化
 など

領域の強化

・ 塀、門扉等の設置
 など

被害対象の強化

・ ワンドアツロック、ドアチェーン
 ・ 破壊等に強い玄関の設置
 ・ 面格子、強化ガラスの利用
 など